

令和7年（2025年）4月25日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会長 様

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課長

「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）において令和6年度に講ずることとされた措置（廃棄物の排出場所以外の施設での機械分別等の規定の明確化）について

日頃より、本県の廃棄物行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、環境省が各都道府県及び各政令市を対象に機械選別行為の廃棄物処理法における取扱いの実態を調査の上、令和7年（2025年）3月31日付けで取りまとめました調査結果について別添のとおり周知がありましたので、お知らせします。

なお、本県においては、下記のとおり、従前の対応に変わりないことを申し添えます。

記

○本県における対応

想定される事例	本県における対応
排出事業者が収集運搬業者に選別の処理を委託する場合（主として機械選別を行うもの）	・収集運搬業者は廃棄物処分業の許可が必要となる。
収集運搬業者が手選別のみを行う場合	・収集運搬業者は積替保管の許可が必要となる。 ・手選別については、積替保管時の軽微な有価物の抜き取り行為に限る（社会通念上、軽微と判断されるもの）。

※本県において、選別に際し、電磁式、風力式、振動篩式、分離式の選別機を用いて、鉄、非鉄金属、非金属等を選別する行為は、対象となる廃棄物に対して物理的な手段を用いていることから、「処分」に該当すると判断している。（参考資料：H23.3.30 付け環境省通知「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」の「8.3 選別設備」）

※事例に係る判断の疑義については、ケースバイケースであるため、個別に相談すること。

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
廃棄物指導班 米崎、福島
資源循環推進班 大津、石原
TEL: 096-333-2278
E-mail: yonezaki-m@pref.kumamoto.lg.jp